半導体製造装置直接製品ルール「日蘭など 33 か国優遇」は如何にして可能になったか

米満　啓

１．本稿の概要

昨年 12 月リリースの SME（Semiconductor Manufacturing Equipment）―FDP（Foreign Direct Product）ルールは、EAR 対象の範囲を大きく広げるものでした。拡大範囲については、とりあえず対象 ECCN（3B001.a.4, c, d, f.1, f.5, k to n, p.2, p.4, r, or 3B002.c）のみの紹介にとどめますが、半導体関連分野で EAR 対象品と認定された場合の影響は甚大です。その場合、こと中国向け案件では要許可となる可能性が高く、日本でも多くの半導体製造関連企業が自社への影響を警戒することとなりました。

但し幸いにも**「日蘭など 33 か国」は、米国の政策と目標に沿った国内輸出管理を採用していることが理由で、規制対象外といいます。**BIS 資料（☞附録１、附録２）や多くのメディア・専門家がそのように論じています。株式市場もこれを好感し、東京市場では半導体製造装置関連銘柄が高値を付けたと新聞は報じています。(☞附録３、附録４)

なぜ、どのように規制対象外になるのか？　政策的には、答えは明らかと思われます。優遇対象となるのはこの分野における輸出管理制度が米国に近いと認められた国々であろうからです。例えば我が国の場合、昨年末時点でも半導体製造関連規制リストには、ワッセナーアレンジメントにない、米国独自規制品を多数載せています。更に今年５月 28 日施行の改正政省令により半導体製造関連の規制品リストがほぼ米国並みに変更されました。日本政府が、米国並みの規制をしてくれるのであれば、敢えて米国政府が二重の規制をかける必要はない理屈ですから、再輸出規制対象から外すのは理解できる話です。

では条文的にはこの優遇はどのように可能になったのでしょう？　「日蘭など 33 か国」は EAR では「Supplement No.4 to Part 742」の地域と呼ばれていますが、Suppl.No.4 地域に対して、**条文上どのような形で規制緩和の優遇が行われているのかを明らかにすることが本稿の目標**です。

内容面の少し細かい話を致します。直接製品(FDP)として EAR 対象となった品目の場合、GP3 (General ProhibitionNo.3)に挙げられている規定で規制を受けるのが原則です。ところが GP3 中の Part の規定条文を調べたところ、Suppl.No.4 地域への言及がない規制条項が見つかりました。そうした条項では Suppl.No.4 地域向けでも規制除外の優遇なしということでしょうか？

もしそうなら「日蘭など 33 か国」規制外という報道はウソになります。**本稿では報道を信じ、「日蘭など 33 か国」規制外を真実と受け止めることにします。その上で SME-FDP ルールによる EAR 対象品について、Suppl No.4 地域言及のない Part で当該地域の規制除外がどのような規定により可能になるかを探ってみたい**と思います。記述の順序は次の通りです。

まず第２節では、GP３で挙げられている規制規定を概観します。そこで浮かび上がる注目規定の Part742（リストベース規制）と Part744（エンドユース／ユーザー規制）について、詳しい考察を第３節と第４節で行います。特に手強いのが後者の中の§744.23(a)(2)の尖端ノード半導体エンドユース／ユーザー規制です。**GP3 に沿ってチェックする限り、§744.23(a)(2)規制への「日蘭など 33 か国優遇」は存在しない、と思われる**からです。

にもかかわらず「日蘭など 33 か国優遇」を可能にする条文上の論理は何か？　第５節で**私の仮説を提示したい**と思います。この仮説には違和感を持たれる方も多いでしょうから、結びとして第６節に、予想される反論に対する私の意見を記します。

２．GP3 の規制内容

直接製品（FDP）として EAR 対象品になったものに対する規制（許可取得要求）は GP3 で定められています。

§736.2(b)(3)　General Prohibition Three—Foreign-direct product (FDP) rules.
(i) You may not, without a license or license exception, export from abroad, reexport, or transfer (in-country) foreign-"direct products" or other foreign-produced items subject to the EAR pursuant to § 734.9 if such items are subject to a license requirement in part 736, 742, 744, 746, or 764 of the EAR.
(ii) Each license exception described in part 740 of the EAR supersedes General Prohibition Three if all terms and conditions of a given license exception are met and none of the restrictions of § 740.2 or § 744.11(a) apply.

下線部の規制規定の概略は次の通り。本稿ではこのうち Part742 と 744 を重点に論じます。

Part 736	一般禁止事項 §736.2(b)(3)で「Part736 の要求事項に従って」と自己言及するのは論理的に意味がないと思われるので本稿の対象にはしない。
Part 742	**CCL（規制品リスト）ベースの規制** **本稿第３節で詳しく考察。**
Part 744	**エンドユース／ユーザー規制** 特に中国・澳門で要注意なのは。 §744.11‥Entity List 掲載者規制、 §744.23‥スパコン・尖端半導体・半導体製造装置関連用途規制 **本稿第４節で詳しく考察。**
Part 746	禁輸国規制 例えばイラン・キューバ・ロシア・北朝鮮など。 中国・澳門は対象地域に含まれていないので本稿の対象にはしない。
Part 764	処罰規定 ここでは何が違反か」は述べられていない。（述べられているのは「違反行為を行うことを禁止する」という） よって本稿の対象にはしない。

３．Part 742　CCL（規制品リスト）ベースの規制の考察

SME-FDP ルールの詳細規定である§734.9(k)では、**同ルールにより EAR 対象とされた品目の許可要否（及び規制除外）は「§742.4(a)(4) と §742.6(a)(6)(i)(A)を見よ」**と述べています。暫定最終規則にも同様の記述があります。（☞附録２）　**許可要否は両項で判断ということです。**

> (k) Semiconductor Manufacturing Equipment (SME) FDP rule.
>
> A foreign-produced commodity is subject to the EAR if it meets both the product scope in paragraph (k)(1) of this section and the destination scope in paragraph (k)(2) of this section. See §§ 742.4(a)(4) and 742.6(a)(6)(i)(A) of the EAR for license requirements and exclusions to the license requirements and §§ 742.4(b)(2) and 742.6(b)(10) for license review policy applicable to foreign-produced commodities that are subject to the EAR under this paragraph (k).

まず§742.4(a)(4) や §742.6(a)(6)(i)(A) は、どんな場面で登場する規定なのかを説明します。

ＣＣＬでは、該当ＥＣＣＮの各細目に対して、どのような理由の規制があり、要許可となる地域がどこであるかが述べられています。例えば SME-FDP ルールの対象である 3B001.a.4, c, d, f.1, f.5, k to n, p.2, p.4, r,品の場合は下記のような形で。

3B001 Equipment for the manufacturing of semiconductor devices, materials, or related equipment, as follows (see List of Items Controlled) and "specially designed" "components" and "accessories" therefor.

LICENSE REQUIREMENTS
Reason for Control: NS, RS, AT

Expand Table

Control(s)	Country Chart (see Supp. No. 1 to part 738)
NS applies to 3B001.c.1.a, 3B001.c.1.c, and 3B001.q	Worldwide control. See § 742.4(a)(5) and (b)(10) of the EAR.
RS applies to 3B001.c.1.a, 3B001.c.1.c, and 3B001.q	Worldwide control. See § 742.6(a)(10) and (b)(11) of the EAR.
NS applies to 3B001.a.1 to a.3, b, e, f.2 to f.4, g to j	NS Column 2.
NS applies to 3B001.a.4, c, d, f.1, f.5, f.6, k to n, p.2, p.4, r	To or within Macau or a destination specified in Country Group D:5 of supplement no. 1 to part 740 of the EAR. See § 742.4(a)(4) of the EAR.
RS applies to 3B001.a.4, c, d, f.1, f.5, f.6, k to n, p.2, p.4, r	To or within Macau or a destination specified in Country Group D:5 of supplement no. 1 to part 740 of the EAR. See § 742.6(a)(6) of the EAR.
AT applies to entire entry	AT Column 1.

緑色の枠で述べられているのは、これらの品目に対して「澳門・D5 国向け」で「NS(National Security)理由の規制」があり「要許可の地域は§742.4(a)(4)で定められる」「ということです。

同様に青の枠では　これらの品目に対して「澳門・D5 国向け」で RS(Regional Stability)理由の規制」があり「要許可の地域は§742.6(a)(6)で定められる」ということが述べられています。

以上を踏まえ、これらの規定の中身を見ていくことにしましょう。

3-1　§742.4(a)(4)の内容

§742.4(a) (4) Certain semiconductor manufacturing equipment and associated software and technology —

（ｉ） Scope.

A license is required for exports, reexports, exports from abroad, and transfers (in-country) to or within either Macau or a destination specified in Country Group D:5 in supplement no. 1 to part 740 of the EAR of items specified in 3B001.a.4, c, d, f.1, f.5, f.6, k to n, p.2, p.4, r, 3B002.c, 3D992, or 3E992.

（ii） Exclusions.

The license requirements in this paragraph (a)(4) do not apply to any of the following:

(A) Deemed exports or deemed reexports.

(B) <u>An item subject to the EAR pursuant to § 734.4(a)(8) or § 734.9(k) if the item is reexported or exported from abroad by an entity located in a country specified in supplement no. 4 to this part, and the entity is not headquartered or have an ultimate parent company headquartered in either Macau or a destination specified in Country Group D:5.</u>

(C) An item subject to the EAR pursuant to § 734.4(a)(8) or § 734.9(k) if the item is reexported or exported from abroad by an entity located in a country that has implemented equivalent controls for items specified in paragraph (a)(4)(i) of this section, and the entity is not headquartered or have an ultimate parent company headquartered in either Macau or a destination specified in Country Group D:5. For the purposes of this paragraph, equivalent means the item is listed on the country's export control list and the country applies the same license review policy. To receive assistance in determining countries with equivalent controls, you may submit an advisory opinion in accordance with § 748.3(c) of the EAR.

注目点は（B）の下線部。**「SME-FDP ルールで EAR 対象となった品目の場合、Suppl No.4 地域からの（再）輸出は規制除外」**と明記されています。

つまり SME-FDP ルールで EAR 対象となった 3B001.a.4, c, d, f.1, f.5, k to n, p.2, p.4, r,品の澳門・D5 国向け案件には、NS 理由での規制が用意されているが、Suppl No.4 地域（「日蘭など 33 か国」）からの場合は許可不要ということです。

3-2　§742.6(a)(6)(A)の内容

(6) RS requirement that applies to advanced computing and semiconductor manufacturing items —

(i) Exports, reexports, transfers (in-country) to or within Macau or Country Group D:5 —

(A) Certain semiconductor manufacturing equipment and associated software and technology —

(1) Scope.

A license is required for exports, reexports, and transfers (in-country) to or within either Macau or a destination specified in Country Group D:5 in supplement no. 1 to part 740 of the EAR of items specified in 3B001.a.4, c, d, f.1, f.5, f.6, k to n, p.2, p.4, r, 3B002.c, 3D992, or 3E992.

(2) Exclusions.

The license requirements in this paragraph (a)(6)(i)(A) do not apply to any of the following:

(i) Deemed exports or deemed reexports.

(ii) An item subject to the EAR pursuant to §§ 734.4(a)(8) or 734.9(k) <u>if the item is reexported or exported from abroad by an entity located in a country specified in supplement. no. 4 to this part, and the entity is not headquartered or have an ultimate parent company headquartered in Country Group D:5 or Macau.</u>

(iii) An item subject to the EAR pursuant to §§ 734.4(a)(8) or 734.9(k) if the item is reexported or exported from abroad by an entity located in a country that has implemented equivalent controls for items specified in paragraph (a)(6)(i)(A)(1) of this section, and the entity is not headquartered or have an ultimate parent company headquartered in Country Group D:5 or Macau. For the purposes of this paragraph, 'equivalent' means the item is listed on the country's export control list and the country applies the same license review policy. To receive assistance in determining countries with equivalent controls, you may submit an advisory opinion request in accordance with § 748.3(c) of the EAR.

注目点は（ⅱ）の下線部。**「SME-FDP ルールで EAR 対象となった品目の場合、Suppl No.4 地域からの（再）輸出は、本社と親会社の本社所在地が澳門・Ｄ５国にないかぎり規制除外」**と明記されています。

つまり SME-FDP ルールで EAR 対象となった 3B001.a.4, c, d, f.1, f.5, k to n, p.2, p.4, r,品の澳門・D5 国向け案件には、RS 理由での規制が用意されているが、Suppl No.4 地域（「日蘭など 33 か国」）からの場合は（その企業が澳門・Ｄ５国系でないかぎり）許可不要ということです。

3-3　3B001.c.1.a 品と c.1.c 品はどうなる？

3-1 及び 3-2 では、3B001.a.4, c, d, f.1, f.5, k to n, p.2, p.4, r,品の「日蘭など 33 か国」発（再）輸出を§742.4(a)(4)・§742.6(a)(6)(A)に照らして許可不要とする規定を紹介しました。メデタシメデタシと言いたいところですが、**「3B001.a.4, c, d, f.1, f.5, k to n, p.2, p.4, r,」中に不都合な異物が混ざっていることに気が付きました。3B001.c.1.a 品と c.1.c 品です。**これらは下記赤枠記事の如く全世界向けで規制が存在し、許可要否は§742.4(a)(5)／(b)(10)及び§742.6(a)(10)／(b)(11)の条件で判断する定めとなっています。

3B001 Equipment for the manufacturing of semiconductor devices, materials, or related equipment, as follows (see List of Items Controlled) and "specially designed" "components" and "accessories" therefor.

LICENSE REQUIREMENTS
Reason for Control: NS, RS, AT

Expand Table

Control(s)	Country Chart (see Supp. No. 1 to part 738)
NS applies to 3B001.c.1.a, 3B001.c.1.c, and 3B001.q	Worldwide control. See § 742.4(a)(5) and (b)(10) of the EAR.
RS applies to 3B001.c.1.a, 3B001.c.1.c, and 3B001.q	Worldwide control. See § 742.6(a)(10) and (b)(11) of the EAR.
NS applies to 3B001.a.1 to	NS Column 2.

NS 規制に関する、§742.4(a)(5)と§742.4(b)(10)の要点は

・全世界どこ向けであっても要許可‥§742.4(a)(5)

・D1 国／D5 国向けであれば申請しても原則不許可‥§742.4(b)(10)　（☞附録５）

RS 規制に関する、§742.6(a)(10)と§742.6(b)(11)の要点は

・全世界どこ向けであっても要許可‥§742.6(a)(10)

・D1 国／D5 国向けであれば申請しても原則不許可‥§742.6(b)(11)　（☞附録６）

どうやら３B001.c.1.a と c.1.c 品に限っては、**赤枠の規制により米国政府の許可も必要のように見えます。§734.9(k)の「許可要否は§742.4(a)(4)と§742.6.(a)(6)(A)を見よ」と、どう折り合いをつければよいのかという問題が残ります。**

４．Part 744　エンドユース／ユーザー規制の考察

EAR 対象品に認定されて、通常まっさきに身構えるのはエンドユース／ユーザー規制でしょう。ここではそのうち§744.11‥Entity List 掲載者規制‥と§744.23(a)(2)‥尖端半導体エンドユース／ユーザー規制‥を取り上げます。

§744.11 の威力については言うまでもないでしょう。Entity List 掲載者向けならただちに要許可となるのですから。

§744.23(a)(2)について若干の補足をしておきます。尖端半導体用途であれば即要許可、用途がそれ以外であっても、装置を設置する建屋で尖端半導体が作られていないことが言い切れない場合には要許可とされます。半導体製造装置のメインの客筋がチップ業界であることを考えると、かなり高いハードルと言えます。

SME-FDP ルールにより EAR 対象とされた場合に Part744 の規制を受けるとすれば、容易ならぬ事態になることを覚悟しなければなりません。§744.23(a)(2)規制が発足した 2022 年秋の CISTEC 解説は「これまでの EAR 改正の中で、日本企業を含む各国の企業の取引（国内取引も含む）に最も大きな影響を与える規制強化であるといっても過言ではない」と警鐘を鳴らしています。（☞附録７）

§744.11 や§744.23 に抵触の可能性が残っているのであれば、**SME-FDP ルールについて「日蘭など 33 か国は規制外」とは言えないように思われます。**では BIS（附録１、附録２）や『CISTEC ジャーナル』１月号（附録３）はウソを述べているのでしょうか？

私はそうは思いません。**「日蘭など 33 か国は規制外」を成立させる論理はある筈**です。

ということで次節では、私の考えた仮説をお目にかけることにします。

５．ヨネミツ仮説

３節・４節の考察から明らかになったことがあります。それは**「GP3 で言及された Part742 や 744 をフルに論ずると、『日蘭など 33 か国』からであっても規制外にはならない」**ということです。

ならば必然的に**「日蘭など 33 か国は規制外」を成立させるためには「Part742・744 の規定をフルに見てはならない」**ということになります。（ここまでは何の変哲もない話と思います）

では**「Part742・744 の規定をフルに見ない」を可能にする論理は何か？**　そこで思い出したのが３節で紹介した「許可要否と規制除外については§742.4(a)(4) や §742.6(a)(6)(i)(A)を見よ」という§734.9(k)の規定です。すなわちこの**「見よ」というのは「他を見なくてよい」と理解**してよいのではないか、が私の仮説です。IFR にも同様の記述があります。（附録２）

GP3 による判断

・Part742（CCL ベースの規制）

3B001 を例に取ると

§742.4(a)(4) ・ §742.6(a)(6)(i)(A)以外で判断する規定ゆえ見なくてよい

Control(s)	Country Chart (see Supp. No. 1 to part 738)
NS applies to 3B001.c.1.a, 3B001.c.1.c, and 3B001.q	Worldwide control. See § 742.4(a)(5) and (b)(10) of the EAR.
RS applies to 3B001.c.1.a, 3B001.c.1.c, and 3B001.q	Worldwide control. See § 742.6(a)(10) and (b)(11) of the EAR.
NS applies to 3B001.a.1 to a.3, b, e, f.2 to f.4, g to j	NS Column 2.
NS applies to 3B001.a.4, c, d, f.1, f.5, f.6, k to n, p.2, p.4, r	To or within Macau or a destination specified in Country Group D:5 of supplement no. 1 to part 740 of the EAR. See § 742.4(a)(4) of the EAR.
RS applies to 3B001.a.4, c, d, f.1, f.5, f.6, k to n, p.2, p.4, r	To or within Macau or a destination specified in Country Group D:5 of supplement no. 1 to part 740 of the EAR. See § 742.6(a)(6) of the EAR.
AT applies to entire entry	AT Column 1.

・Part744（エンドユース／ユーザー規制）

§742.4(a)(4) ・ §742.6(a)(6)(i)(A)以外で判断する規定ゆえ見なくてよい

６．予想される反論の考察

「EAR 対象品目なら Part742 だけでなく Part744 も見るのが当然」という反論について考えてみたいと思います。（☞附録８）　これは自然な発想です。実は私も春先まではその論者でした。但し前節でも述べたように、§734.9(k)「§742.4(a)(4) と §742.6(a)(6)(i)(A)を見よ」（３頁で紹介）に接して考えを変えました。本件は「ソレを見よ」に従って素直に「判断基準はソレ」と割り切ってよいのではないかと。一方「反論」では「ソレも見よ」「判断基準の一部はソレ」の読み方をしています。

元々私が本稿で提示したのも所詮は仮説ですから、「絶対正しい」とまで言うつもりはありません。とはいえ私の論拠は上記§734.9(k)以外にも幾つかあるので、以下紹介します。

【その１】　米国から見た政策的効果

米国が「日蘭など 33 か国」を規制外としているのは、SME-FDP ルールで対象にしている ECCN の品目をこれらの諸国が自国の規制対象にしてくれるという認識から二重規制を回避しようというものでしょう。現に我が国は《貨物等省令》に載せリスト規制を行っています。

この状況下で **Part744 だけ免除せず米国の管理対象に残しておく意味は小さいのではないでしょうか？**　どのみち 33 か国政府においてチェックしてくれるのですから。

【その２】　（赤枠 の 3B001.c.1.a/ c.1.c の）§742.4(a)(5) / §742.6(a)(10)はどうなるのか？

少なくとも「赤枠 の項番は見なくてよい」という条文は存在しません。「反論」をされる方は、どう思っているのでしょうか？（「そんな問題あるとは気づかなかった」の可能性が高い？）

【その３】　「§742.4(a)(4) と §742.6(a)(6)(i)(A)を見よ」を特記した意味

もし**単に「ソレも見よ」と言いたいだけなら、「§742.4(a)(4) と §742.6(a)(6)(i)(A)を見よ」を§734.9(k)に特記する必要はなかった**ことに、みなさんお気づきでしょうか？

なぜなら Part742 に基づき許可要否を判断する際には、どのみち各 ECCN の「Control(s)と Country Chart」欄（前頁の緑枠と青枠の記事）を見るわけですから。にもかかわらず敢えてそれを書くとしたら、そこには特別なメッセージがあると考えるのが自然ではないでしょうか？

特記した意味を「許可要否判断はこの項目で完結」ととらえるのは有力だと思いますが、如何でしょうか？

【その４】　特別法優先の原則

法学には「特別法は一般法に優先する」という原則（lex specialis doctrine）があります。

本件に照らして言うと、「FDP ルールによる EAR 対象品の許可要否は GP３が挙げる規制項番で判断」が「一般法」です。特段の個別規定が存在しない場合は、当然これに従うわけですが、本件の場合は§734.9(k)という「特別法」が存在するから、これに従って判断すべしといえるのではないか、と。

そして**この「特別法」では「§742.4(a)(4)と§742.6(a)(6)(A)で判断」（GP3 に挙げられた全項番見るのではなく）を求めている**ように思います。

【その５】　BIS 当局の「日蘭など 33 か国規制外」とどう折り合いをつけるか

一番大きな要素はこれです。

現に BIS 当局は「日蘭など 33 か国規制外」と公言しています。

同様の見解を公表している法律事務所もあります。（☞附録９）

もし「Part744 も判断対象」説を堅持するなら、「BIS は間違っている」わけです。

CISTEC も「33 か国は規制外」（附録３）と書いてしまったのは「間違っていた」ことになります。『CISTEC ジャーナル』１月号（附録３）と５月号（附録８）の矛盾をどうするのか？　まさか放っておくとも思われませんが、どちらの顔を立てるのでしょう？

おそらく、あらためて米国側に照会しなければ、はっきりした結論は出せないと思います。このような展開になると、日頃から米国との交流を積み重ねてきた方々の出番です。有益な知見が得られることを期待しています。

＜附録１＞　BIS 資料「Revisions/Additions to:Advanced Computing & SME Rule」　抜粋
(https://media.bis.gov/media/documents/advanced-computing-sme-rule)

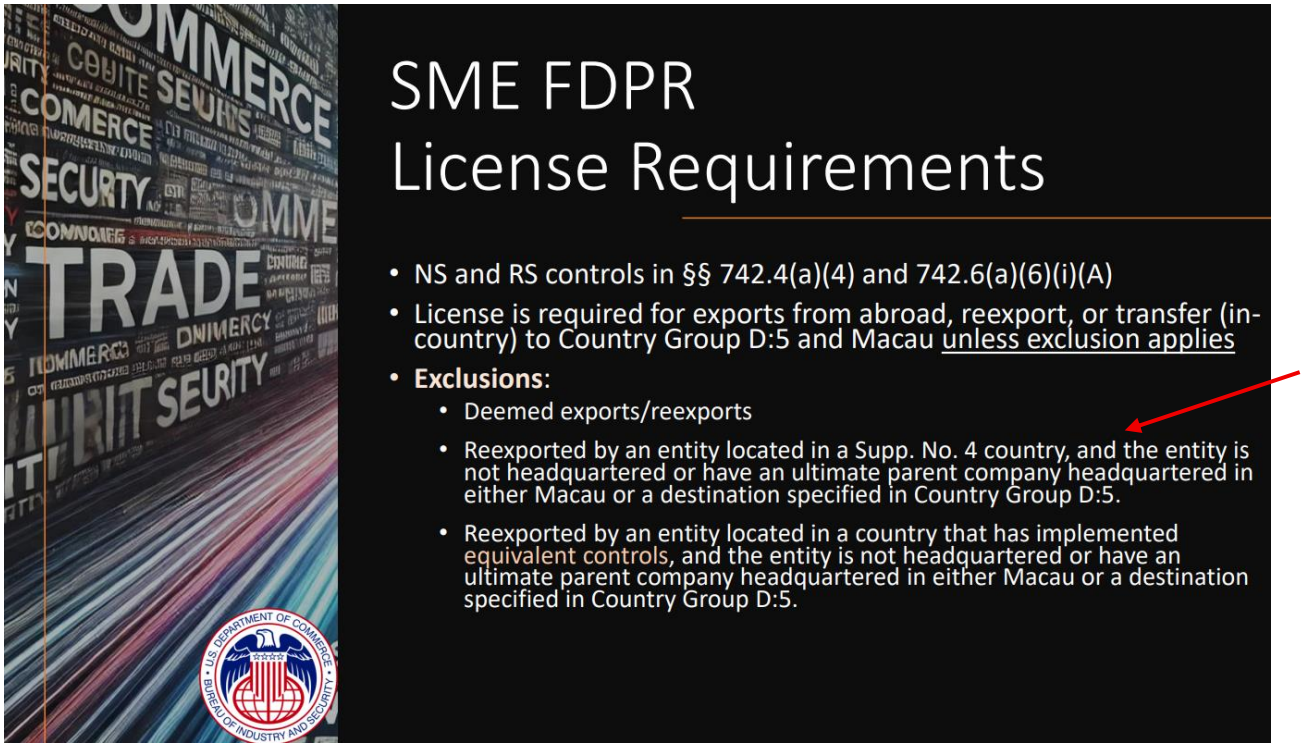

Suppl.No.4 地域（＝「日蘭など 33 か国」）からの（再）輸出が規制から除外されていることが明記されています。本稿はこれを信ずることにします。

＜附録２＞2024.12.2 付け暫定最終規則（IFR）

https://public-inspection.federalregister.gov/2024-28270.pdf

18 頁抜粋 **The license requirements for the new SME FDP in § 734.9(k) are in §§ 742.4(a)(4) and 742.6(a)(6)(i)** (national security (NS) and regional stability (RS) controls, respectively), which correspond to the reasons for control for the commodities that may be subject to the EAR under the SME FDP. The license requirements are identical in §§ 742.4(a)(4) and 742.6(a)(6)(i). Changes to each of those provisions is discussed below. **§734.9(k)による新しい SME-FDP に関するライセンス要件は、§§742.4(a)(4)および 742.6(a)(6)(i)**（それぞれ国家安全保障（NS）および地域の安定性（RS）管理）に記載されており、これは SME-FDP の下で EAR の対象となる可能性のある商品に対する管理の理由に対応しています。ライセンス要件は、§§742.4(a)(4)および 742.6(a)(6)(i)で同一です。それぞれの条項の変更については、以下で説明します。
20 頁抜粋 **The license requirements and exclusions to the license requirements associated with this SME FDP rule are found in §§ 742.4(a)(4) and 742.6(a)(6) of the EAR. See §§ 742.4(b)(2) and 742.6(b)(10)** for license review policy applicable to foreign-produced items that are subject to the EAR under this SME FDP rule. These license review policies are each clarified by this IFR by adding "however if § 744.23 does not apply" to make clear when the case-by-case license review policy applies. **この SME FDP ルールに関連するライセンス要件およびライセンス要件の除外は、EAR の§§742.4(a)(4)および 742.6(a)(6)に記載されています。**この SME FDP ルールの下で EAR の対象となる外国製品に適用されるライセンス審査方針については、§§742.4(b)(2)および 742.6(b)(10)を参照してください。これらのライセンス審査政策は、この IFR によって「ただし、§ 744.23 が適用されない場合」を追加することで明確にされ、ケースバイケースのライセンス審査政策がいつ適用されるかを明確にしています。

ライセンス要件は**「ココにある」という記述は、「ココを見ればいいのだ」、すなわち「他は見なくてよい」を意味する**ものと私は思います。

なぜなら「ココにある」という以上、「ココに書かれた基準で判断は完結する」筈だからです。自分は「ココの基準に基づきセーフ」と判断したのに、後で「実は別の基準もあるのでアウト」をコールされたら、騙されたと思いませんか？　（もし「他も見る必要があるけれど」ということなら「要件の一部はココにある」とか「「ココも見よ(also see)」と書くべきでしょう。

＜附録３＞　CISTEC 見解

◆『CISTEC ジャーナル』2025 年 1 月号 326～327 頁

2.5. 半導体製造装置直接製品新規制（ § 734.9(k)) (2024 年 12 月 31 日施行)

以下の 2.5.1. 及び 2.5.2. の双方の要件が満たされる場合は、当該直接製品は EAR 対象になる。

その許可要件及び許可判断基準は、それぞれ、下記 2.5.3 及び 2.5.4 に記載の通り。

（中略）

2.5.3.　許可要件（ § 742.4(a)(4), § 742.6(a)(6)(i)(A))

(1) 原則として許可要（ 上記の通り仕向先が D:5 グループ国、マカオのいずれかであることが前提)。

(2) ただし、以下の (i) 又は (ii) のいずれかにあたる場合は許可不要。

(i) 日本、オランダ等以下の 33 ヶ国のいずれかからの再輸出・国内移転の場合（ ただし、D:5 グループ国・マカオのいずれかの企業・団体の子会社・団体、孫会社・団体からの移転の場合を除く ）

（後略）

＜附録４＞ 新聞報道

『日経新聞』　2024.12.3

米国、半導体規制に中国 140 社追加　韓台の輸出も制限

https://www.nikkei.com/article/DGXZQOGN02CH60S4A201C2000000/?msockid=2171482c03c8667020655aaf02b267bd

【ワシントン=八十島綾平】米政府は２日、中国向けの半導体輸出規制を強化すると発表した。半導体製品全般の禁輸措置となる「エンティティー・リスト」に中国企業 140 社を追加した。韓国や台湾などが人工知能（AI）向けのメモリーや半導体製造装置を中国に向けて輸出することも事実上禁じた。

（中略）

米国が直接関わらない貿易取引でも、製品に一定程度の米国産品が含まれていれば対中輸出時に米政府の許可を求める「外国直接産品ルール（FDPR）」を改定。最先端の半導体製造装置や AI 向けの高性能半導体をその対象にした。

（中略）

他方、独自に対中輸出規制を実施する日本やオランダなど約 30 カ国は新規制の対象外とした。

日本には東京エレクトロン、オランダには ASML と半導体製造装置最大手の企業がある。日本政府などは、米政府が米国外の取引にも自国のルールを広く適用しようとしていることについて「国際法に抵触する恐れがある」と慎重な姿勢を示していた。

（後略）

日経平均 735 円高　半導体規制「除外」が呼ぶ意外高

https://www.nikkei.com/article/DGXZQOUB031000T01C24A2000000/?msockid=2171482c03c8667020655aaf02b267bd

３日の東京株式市場で日経平均株価は大幅に続伸した。終値は前日比 735 円(1.9%)高の３万 9248 円で３週間ぶりの高値となった。上げ幅は一時 900 円を超えた。米政府は２日、人工知能(AI)向けの先端半導体や高性能の半導体製造装置の輸出規制を発表。**日本は規制の対象外となったほか、中国のメモリー半導体大手が規制リストから除外された。市場に安堵が広がり、日本株の意外高につながった。**

米政府は取引を事実上禁じる「エンティティーリスト」に 140 社の中国系企業を追加した。韓国や台湾などが人工知能（AI）向けのメモリーや半導体製造装置を中国に向けて輸出することも事実上禁じた。一方で、**既に独自の対中輸出規制を実施している日本やオランダなど約 30 カ国は新たな規制の対象外とした。**

米国の対中半導体規制の強化は関連銘柄の収益悪化懸念につながりそうだが、３日の東京市場の反応は総じて好反応となった。東京エレクトロンは一時前日比 1150 円（5%）高の２万 4790 円まで上昇し、１カ月半ぶりの高値をつけた。アドバンテストも一時 5%高となり、この２銘柄で日経平均を約 186 円押し上げた。ディスコは 8%、レーザーテックも 7%上げる場面があった。

半導体やAI関連銘柄が上昇

銘柄名	株価上昇率（%）
古河電	7.0
フジクラ	6.2
ディスコ	6.1
レーザーテク	4.3
東エレク	4.3
スクリン	4.1
アドテスト	3.9
コクサイエレ	3.0
日経平均	1.9

(注)3日終値時点

日本の半導体製造装置メーカーの意外高を演出したのは、対中規制への懸念から半導体株が下落する方向に賭けてきた投資家の買い戻しだ。大和証券の柴田光浩シニアストラテジストは「新たに日本に対し規制されないと明らかになった点に注目し、株式市場はポジティブに反応した」と分析する。

前日に米国で発表になった景気指標が米国景気の底堅さを示す内容だったこともハイテク株買いを誘った。11 月の米サプライマネジメント協会(ISM)製造業景況感指数は５カ月ぶりの高水準となり、市場予想も上回った。ニッセイアセットマネジメントの山本真以人チーフ・アナリストは「規制の発表に米製造業指数の上振れのニュースが加わり、半導体市場の先行きの悲観が和らいだ」と指摘する。

今回の輸出規制の内容で株式市場が最も注目したのは、半導体メモリー「DRAM」大手、長鑫存儲技術（CXMT）がリストから外れたことだ。岩井コスモ証券の斎藤和嘉シニアアナリストは「日本の半導体製造装置メーカーにとって中国向けの大手顧客とみられ、同社が規制対象から外れたことが日本の半導体株の買いにつながった」と分析する。

その代表格が半導体装置大手 KOKUSAI ELECTRIC だ。同社の 2024 年３月期の有価証券報告書によると、CXMT 向けの売り上げは 261 億円と売上高全体の 15%ほどを占める。コクサイエレは３日、一時 6%高と急伸した。

午後に日経平均は上げ幅を拡大し、前週末からの上昇幅は一時 1200 円を超えた。市場心理を反映したのがオプション市場だ。３日に盛んになったのが株価上昇に備えた取引で、日経平均株価の２日終値（3 万 8513 円）よりも高いコール（買う権利）が買われた。12 月物を行使価格帯別にみると、権利行使価格が４万円以上のコールの価格は商いを伴って上げた。

東海東京インテリジェンス・ラボの鈴木誠一チーフエクイティマーケットアナリストは「想定外の株高に投資家は買い戻しを余儀なくされた」と指摘する。

ただ、株式市場は楽観一辺倒ではない。大和証券の柴田氏は「中国企業による規制を見越した投資前倒しの動きが一巡すれば、今後需要がピークアウトする懸念が残っている」と指摘する。半導体株は株式市場のセンチメントを左右する。株高の持続力に注目が集まりそうだ。

（大久保希美）

【Bloomberg】2024.12.3 日本株は続伸、米の対中半導体規制が提案ほどでなく－半導体軒並み高

https://www.bloomberg.co.jp/news/articles/2024-12-02/SNVXKKDWLU6800

３日の東京株式相場は続伸。米国の対中半導体規制が先の提案ほど多くの主要中国企業を制裁対象にしなかったことから、半導体関連株が買われている。

米バイデン政権は人工知能（ＡＩ）向け高帯域幅メモリー（ＨＢＭ）および半導体製造装置の中国向け販売に新たな制限を加えると発表した。**日本やオランダなどの主要同盟国には適用除外が認められた。**

Ｔ＆Ｄアセットマネジメントの浪岡宏チーフ・ストラテジストは、日本の主要半導体メーカーが米国の規制の対象外となったというニュースは間違いなく市場にとってポジティブな材料だと述べた。

半導体関連のディスコ、レーザーテック、アドバンテスト、東京エレクトロンといった銘柄が軒並み高い。ＴＯＰＩＸ値上がりに寄与したのも東エレクだった。

＜附録５＞　§742.4(a)(5)と§742.4(b)(10)

§742.4(a)(5)

（ｉ）Scope.

A license is required for national security reasons to export or reexport any item subject to the EAR and specified on the Commerce Control List (supplement no. 1 to part 774) to any destination worldwide when the ECCN includes an NS license requirement that references this paragraph (a)(5) in the license requirement table of the ECCN.

（ii）Deemed export and deemed reexport exclusions.

The license requirements in paragraph (a)(5)(i) of this section do not apply to deemed exports or deemed reexports of “technology” or “software” to the extent consistent with paragraphs (a)(5)(ii)(A) and (B) of this section.

※　本稿は見なし（再）輸出を論じているわけではないので後略

【EAR 研究家鈴木さん訳】

(5)(i) 適用範囲

EAR 対象品目であって、商務省規制品リスト（§774 付則 1）で指定される品目について、ECCN が輸出許可要件表にこの(a)(5)項を参照する NS 輸出許可要件が含まれている場合、全世界の仕向地への輸出又は再輸出に対して、国家安全保障を理由に輸出許可が必要である。

(ii) みなし輸出及びみなし再輸出の適用除外

本節の(a)(5)(i)項の輸出許可要件は、本節の(a)(5)(ii)(A)及び(B)項に合致する限り、″技術″又は″ソフトウェア″のみなし輸出又はみなし再輸出には適用されない。　（後略）

§742.4(b)(10)

License review policy for items specified in paragraph (a)(5).

（中略）

License applications to export or reexport items described in paragraph (a)(5)(i) of this section to destinations specified in Country Groups D:1 or D:5 of supplement no. 1 to part 740 of the EAR will be reviewed under a presumption of denial.（後略）

※　本項は許可申請提出後の当局審査について述べたもの。D1 に分類される澳門、及び D5 国は許可を申請しても、原則として無駄ということが述べられている。

【EAR 研究家鈴木さん訳】

(10) (a)(5)項で指定される品目に対する輸出許可審査方針

（中略）

本節の(a)(5)(i)項で規定される品目の EAR§740 付則 1 のカントリーグループグループ D:1 又は D:5 に指定される仕向国への輸出又は再輸出を求める輸出許可申請は、拒否を前提として審査される。　（後略）

＜附録６＞　§742.6(a)(10)と§742.6(b)(11)

§742.6(a)(10)

(i) Scope.

A license is required for regional stability reasons to export or reexport any item subject to the EAR and listed on the Commerce Control List (supplement no. 1 to part 774) to any destination worldwide when the ECCN includes an RS license requirement that references this (a)(10) paragraph in the license requirement table.　（後略）

【EAR 研究家鈴木さん訳】

(10) (i) 適用範囲

EAR 対象品目であって、商務省規制品リスト（§774 付則 1）にリストされている品目について、ECCN が輸出許可要件表にこの(a)(10)項を参照する RS 輸出許可要件が含まれている場合、全世界の仕向地への輸出又は再輸出に対して、地域安定性を理由に輸出許可が必要である。

§742.6(b)(11)

License review policy for items specified in paragraph (a)(11).

（中略）

License applications to export or reexport items described in paragraph (a)(10) of this section to destinations specified in Country Groups D:1 or D:5 of supplement no. 1 to part 740 of the EAR will be reviewed under a presumption of denial.（後略）

※　本項は許可申請提出後の当局審査について述べたもの。D1 に分類される澳門、及び D5 国は許可を申請しても、原則として無駄ということが述べられている。

【EAR 研究家鈴木さん訳】

(11) (a)(10)項で指定される品目に対する輸出許可審査方針

（中略）

本節の(a)(10)項で規定される品目の D:1 国又は D:5 国への輸出又は再輸出を求める輸出許可申請は、拒否を前提として審査される。　（後略）

＜附録７＞　CISTEC 解説‥米国による対中輸出規制の著しい強化について‥抜粋
(https://www.cistec.or.jp/service/uschina/52-20221011.pdf)

■半導体製造関連エンドユース規制 及びスーパーコンピューター関連エンドユース規制の新設（各米国 10 月 7 日、10 月 21 日施行）

■概要

○従来の軍事エンドユース規制では、「軍事エンドユース」の定義が、一定の軍事品目リスト等の品目への組込み、操作、修理、保守、開発・製造等の支援・貢献となっている。今回は、それとは別途、「半導体製造関連」「スーパーコンピューター関連」に特化したエンドユース規制を、それぞれ単独で新設するもの。

○一定の品目要件とエンドユース要件とを満たす場合に、EAR 対象となって許可対象となるとの仕組みとなっている。

○これまで、特定の中国企業向けでなく、中国向け全般に先進半導体の輸出を制限する例は本年 7 月 にエヌビディア、AMD 等に対する画像・音声処理、クラウド等関連の半導体輸出について、個別インフォーム（通知）により行うというものがあった。

○**しかし今回の措置は、輸出者を問わず、次のような中国のスパコン・半導体開発・製造・使用等に使われることを知り／知りうる場合に、その IC その他を広く禁輸対象とすることを制度化するものである。**

・中国のスパコンの開発・製造・使用等に使われる一定の IC、コンピュータ、電子部品

・中国の先端半導体工場（施設）での IC 開発・製造に使われる EAR 対象品目全般（EAR99＝リスト規制非該当品目を含む）

・中国の半導体工場が先端半導体を製造しているか分からない場合は、半導体等のエレクトロニクス分野の試験装置・検査装置・製造装置、材料、ソフトウェア、技術 等

※**先端半導体**として、以下のものが規定されている。

(A)非平面トランジスタアーキテクチャーを使用する又は 16/14 ナノメートル以下の製造技術ノードを使用するロジック IC

(B) 128 層以上の NAND 型メモリーIC

(C) 18 ナノメートルハーフピッチ以下の製造技術ノードを使用する DRAM 集積回路

○そして、以下の点で**禁輸措置は厳格**なものとなっている。

・**許可例外がないこと**

・**原則不許可であること**（ただし一定の非懸念国本社の中国拠点向けはケースバイケース判断）

※これまで、ファーウェイ、SMIC 等に対する EntityList 掲載による禁輸措置では、5G 利用でないこと、10nm 未満の製造が可能でないこと等の場合には、許可を出している例が少なくなかった。

○なお、禁輸とは、「輸出・再輸出・同一国内移転」の禁止を意味するので、該当品目を、中国国内の外資企業・中国企業から中国の半導体、スパコン企業に提供する場合も対象となる。

■**留意点**

○一定の用途向けは EAR99(リスト規制非該当品目)も対象品目。

○**日本、米国等のホワイト国の企業の中国子会社向けも規制対象**(ケースバイケースで判断)

○**日本国内企業向けや中国以外の国向けであっても、許可対象になり得る。**

○規制対象エンドユースには純粋の民生エンドユースの場合も含まれる。

§744.23 規制の威力が、まさに「対中輸出規制の著しい強化」であることが語られています。

＜附録８＞　『CISTEC ジャーナル』2025 年 5 月号抜粋

下記は私が CISTEC に「§744.23 は見なくて大丈夫か」の見解を求めた際の問答要旨です。CISTEC 回答は「Part744 も見なさい」でした。

Q　Part742 ではたしかにこの付則（註　Suppl.No.4 to Part742）の地域からの再輸出を規制か ら外していました。(中略)
但し§ 734.9（k）ルールにヒットした場合の、§744.23 の規制は残っているかと思っています。ぜひ「答え合わせ」をお願いします。

A　「但し直接製品規制以外の規制により…」の「規制」とは、例えば、Part744（エンドユース・エンドユーザー規制）や一般禁止事項 10（GP10）です。

（『CISTEC ジャーナル』2025 年 5 月号 602 頁）

１月号の「日蘭など 33 か国規制外」見解（☞附録３）とは明らかに矛盾した内容なのでこれからどのように整合性を取っていくのか注目されるところです。

＜附録９＞　米国法律事務所の見解

Holland＆ Knight　(https://www.hklaw.com/en/insights/publications/2024/12/us-strengthens-export-controls-on-advanced-computing-items) The SME FDP Rule **provides an exception** in which a license is not required if the commodity is reexported or exported **from abroad by an entity located in a country specified in Supplement No. 4 to Part 742** and the entity is not headquartered or has an ultimate parent company headquartered in Macau or a destination specified in Country Group D:5.
Cleary Gottlieb Steen & Hamilton (https://www.clearytradewatch.com/2025/04/bis-further-restricts-exports-of-artificial-intelligence-and-advanced-chips-to-china/) However, **there is an exclusion** from the license requirements for commodities reexported or exported from abroad **by an entity located in a country specified in supplement no. 4 to part 742**, provided that the entity is not headquartered and does not have an ultimate parent headquartered in Macau or a destination in Country Group D:5.